

# 起業家支援事業の対象要件が変更となります

市では、起業家の育成や空き店舗の有効活用を通じて、市内での就業機会の拡大や地域の活性化に努めており、空き店舗を賃借して新たに事業を開始する方に対し、家賃および店舗などの改修費用の一部を助成しています。このたび、さらなる地域の活性化を図るため、平成27年4月1日から起業家支援事業の対象要件などを追加・変更します。今後も市では、起業家支援を積極的に行い、まちにぎわいを創出していきます。

## ▶対象要件の追加

次の4項目が新たに追加となります。

- ・空き店舗等改修助成事業については市内業者による施工であること
- ・主に店舗への来客を対象とする事業者で、昼間の営業ができること
- ・空き店舗などにおいて出店する事業に直接携わること
- ・改修工事に着手しておらず、かつ交付申請書を提出した日の属する年度の3月31日までに改修工事が完了し、事業を開始する見込みがあること

## 【平成27年3月31日までの要件】

- ・市内で新たに事業を起こそうとする方(加盟店や既に事業を営んでいる方の事業拡張は対象外)
- ・市内の空き店舗などを賃借し、店舗などを設置しようとする方
- ・助成金の申請者と空き店舗などの所有者が、①同じ方でないこと、②配偶者ならびに3親等以内の親族でないこと、③雇用関係にないこと
- ・市税を完納している方
- ・許認可などを必要とする業種については、既に当該許認可などを受けている方または当該許認可などを受けることが確実である方
- ・公の秩序または善良な風俗を害する恐れがないこと

## ▶助成限度額の変更

空き店舗等改修助成事業の「空き店舗など」の助成限度額について、今までは店舗面積に応じたものでしたが、4月1日以降は店舗面積に関係なく、助成限度額は一律となります。

事業名	対象となる費用	交付率	助成限度額
空き店舗等家賃助成事業	空き店舗などの賃借料(消費税を除く) ※助成期間は36カ月以内	2分の1	50,000円/月
空き店舗等改修助成事業	空き店舗等建物本体の改修費(消費税を除く) ※当初改修費のみ	2分の1	空き店舗など 500,000円 特定建築物 2,500,000円 (蔵などの歴史的建造物)

▶問い合わせ 商工観光課商工振興担当(内線383)

# ～古代と現代をつなぐ新しい味・彩～ 青大豆の古代米ポタ汁が完成しました



行田市地産地消推進協議会では、古代をテーマに、「古代米」を使った料理の開発を進めてきました。そして、このたび、本市の特産農産物を多数使用したスープ「青大豆の古代米ポタ汁」が完成し、11月23日に開催された「2014ぎょうだ“夢”まつり」で振る舞われ、大好評でした。

今後も同協議会では、古代米や行田産農産物のPRを行っていきます。

▶問い合わせ 同協議会事務局(農政課内・内線386)

# 堀切橋が土木学会選奨土木遺産に認定されました



本市と鴻巣市との行政界に架かる「堀切橋」が土木学会選奨土木遺産に認定されました。これに伴い、11月25日に同学会の福島二郎委員長らが市役所を訪れ、工藤市長に認定書と銘板を授与しました。

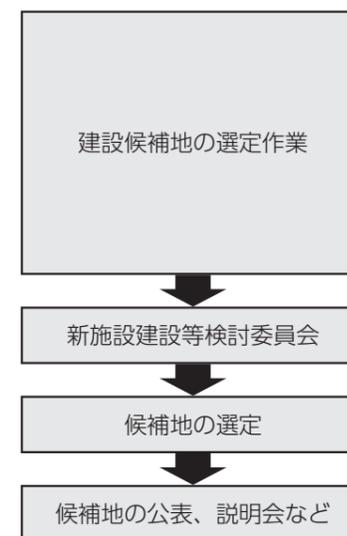
土木学会選奨土木遺産とは、公益社団法人土木学会が平成12年度に創設した制度で、土木遺産の顕彰を通じて歴史的土木建造物の保存に資することを目的としています。昭和8年に竣工された「堀切橋」は、親柱頂部に尖頭半球が施され、表面に幾何学模様が刻まれており、認定員から「野外アート風の橋として、景観上大変貴重である」と高い評価を受けました。認定授与式で工藤市長は「これからも積極的に保存していきたい」と語っていました。

▶問い合わせ 道路治水課維持補修担当☎550-1553

# 鴻巣行田北本環境資源組合からのお知らせ ～新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について～

10月15日に開催された第2回鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会において、「新施設建設候補地選定の方法」および「選定に当たっての条件」が決定しました。組合ではこの決定を受けて、建設候補地の選定作業を行っています。今後も進ちょく状況について「市報ぎょうだ」などでお知らせします。

## 建設候補地の選定方法



次の基本的条件により、建設候補地を1カ所選びます。

- 必要とされる面積の確保
- 現況の土地利用および将来の開発
- 利便性(3市からのごみ搬入車両のアクセスなど)
- 環境への影響(自然環境・住環境への影響など)
- 法的制約条件(河川区域・保安林・埋蔵文化財包蔵地を避けるなど)
- 経済性(建設コストなど)

建設候補地として適切か協議します。

- 「市報ぎょうだ」などでお知らせします。
- 住民説明会を実施します。

▶問い合わせ 同組合計画建設課☎501-6708

## 不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、登録品は無料で登録期間は3カ月です。  
なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、「ご連絡ください」。

### さしあげます

- ▷テレビ台 ▷スリッパ立て ▷たんす ▷学習机セット ▷ベビーカー ▷猫用トイレ ▷室内用折り畳み式犬小屋 ▷マットレス(セミダブルサイズ) ▷工業用ロックミシン

### ゆずってください

- ▷折り畳み式自転車 ▷チャイルドシート ▷電子ピアノ ▷電動アシスト付き自転車 ▷ブルーレイレコーダー ▷車椅子 ▷折り畳み式電動ベッド ▷ハンドベル ▷ソファベッド ▷ロッカー(鍵付き) ▷シルバーカー(折り畳み式) ▷エアコン ▷衣類乾燥機 ▷冷凍庫 ▷ファンヒーターガード ▷ダイニングテーブルセット ▷家庭用電動ミシン ▷犬小屋 ▷アナログカメラ ▷ベッド(シングルサイズ) ▷ベビーベッド

▼問い合わせ 環境課環境業務担当☎556-9300 FAX【553-0792】